

生徒心得

【学校生活】

1 時間について

- (1) 始業時刻は午前8時30分ですが、余裕を持って8時25分までに教室に入るようにしましょう。
- (2) 最終下校時刻は以下のとおりです。
月、火、木、金曜日午後5時
水曜日午後3時20分
ただし、生徒会活動、部活動の時刻は別途決められています。

2 授業について

- (1) 始業開始のチャイムが鳴り終わるまでには自分の席につくようにしましょう。
- (2) 授業に遅れて入室した場合は授業遅刻となります。
- (3) 授業中は許可なく活動場所を離れることはできません。
- (4) 教室移動のときは施錠、消灯をしています。

3 持ち物について

- (1) 有害玩具等危険なもの、遊具等の不要物は持ってこないこと。
- (2) お金等の貴重品は持ってこないのが原則となっています。やむを得ない場合は担任の先生に預けましょう。
- (3) 水分補給のために持ってくる飲み物は水筒やペットボトルホルダーで管理すること。
ただし、お茶、水、スポーツ飲料以外の飲み物は持ってこないこと。
- (4) 携帯電話は様々なトラブルが続出していますので、学校に持ち込むことを禁止しています。
ただし特別な事情がある場合は、「学校への携帯電話等の持ち込み許可申請書」を提出してください。

4 保健室の利用について

- (1) 保健室は学年の先生もしくは授業担当の先生に届けてから利用することになっています。
保健室での休養は、一時的な体調不良や観察の必要な時のみで、1校時時間を限度としています。それでも体調がすぐれないときには早退をすすめています。基本的に1時間目の利用は、できません。
- (2) 保健室は応急処置だけで、投薬および継続治療はできません。なお、体調不良や怪我等で、通院の必要がある場合には、ご家庭に連絡後、通院を依頼する場合があります。

5 その他

- (1) 登校後は、下校時刻まで無断で校外に出ることを禁止しています。特別な理由がある場合は、担任や学校の先生に許可を得る必要があります。
- (2) 生徒間での金銭や物品の貸し借りや受け渡しは、トラブルのもとになるのでないようにしましょう。
- (3) 学校の公共物等を破損した場合は、原則として現状復帰または弁償をお願いしています。

【校外生活】

- (1) 映画館、遊技場、カラオケボックス、その他催し場等に行く場合は、保護者の責任の下でお願いします。公共の場所でのルールやマナーにも気を配りましょう。
- (2) 地域での公園については、ボール使用が禁止などのルールを守って、安全に利用しましょ

う。また、小学校などに訪問する場合は、学校に連絡してから許可を得て訪問しましょう。

【学校への届・連絡】

- 1 遅刻・欠席をする場合は、保護者連絡ツールまたは、8時から8時20分までに保護者の方から学校に連絡をお願いします。
- 2 早退をする時は、担任またはそれに代わる者が保護者の方に連絡をします。なお帰宅したら必ず学校に確認の電話をお願いします。
- 3 自分や家族の人に不時のできごとが起こったときは、直ちに学校に連絡をお願いします。
- 4 家族・親族が逝去された場合、三親等以内の方については「忌引き」の扱いとなりますので、保護者の方から学校に連絡してください。
- 5 アルバイトは禁止しています。特別な事情がある場合は、保護者から学校まで届け出をお願いします。

生徒会規約

第1章 総則

第1条 本会は、操南中学校生徒会という。

第2条 本会は、指導教師の適切な助言と指導のもとに、生徒の健全な自治的活動、及び自治的学習を盛んにし、全校一致して学校諸活動の向上発展に協力し、立派な公民としての素質を養うことを目的とする。

第2章 会員

第3条 本会の会員は操南中学校の生徒とする。

第4条 本会に、正しい、そして活発な活動の指導を受けるために、学校長よりの委嘱による若干名の指導教師をおく。

第3章 権限と責任

第5条 本会は学校長より許された範囲内において、次の権限と義務を持つ。

- (1) 学校の諸教育活動の実施についての各種委員会の設置、及び改廃とその管理をすること。
- (2) 本規約運営についての細則を定め、又はその改廃をすること。
- (3) 生徒の諸願いを受け付け、これを適切に処理すること。
- (4) 学校内選挙計画をなし、その実施と監督をすること。
- (5) 校地・校舎・備品等の管理に協力し、整理・整頓・補修などの計画や、これを行うこと。
- (6) 学校より依頼又は注意された事項について研究し、これに対する報告をすること。
- (7) 校内における生徒会諸活動の報道徹底を図ること。
- (8) 重要な学校行事援助について、その方法を研究し、協力につとめること。
- (9) 安全訓練の徹底に対し、協力すること。
- (10) 校内や学校付近の交通の整理計画とその実施にあたること。
- (11) 各種集会の計画をし、それを管理すること。
- (12) 言葉づかい礼法風紀、その他市民性を体得するための計画と実施にあたること。

- (13) 学級活動の健全な向上につとめること。
- (14) 各種部活動の発展に努力すること。
- (15) 本会の会計を適正に運営し、かつその実施にあたること。
- (16) その他生徒についての一般事項を処理すること。

第4章 役員・委員

第6条 本会に次の役員・委員をおく。

- (1) 執行部役員（13名）
生徒会役員 会長1名 中央役員4名 各専門委員長8名
- (2) 各種専門委員2名（男女各1名）

第7条 役員・委員の任務は次のとおりである。

会長は、本会を代表し、本会に関する書類の保管、会議その他の記録・かつ庶務の処理にあたる。中央役員は会長を助け、会長に事故ある場合は、その代理となる。

学級委員長は、生徒評議会の評議員となるほか、その学級の中心として、全体の和合と自治活動の促進に努力し、学級会の場合は議長と書記となる。

第8条 役員・委員の選出については、次のとおりとする。

- (1) 執行部役員の実選の運営・管理は、選挙管理委員会が行う。選挙管理委員は、各学級から1名の選出とする。選挙は役員の種類ごとに会員10名以上の推薦によって立候補した者につき、全会員の参加により行われる。この場合選挙管理委員は、立候補することができない。
- (2) 各種専門委員は学級員の中から選出される。

第9条 執行部役員の実任期は1年とする。その他各委員の実任期は半年とする。ただし、選挙の結果重任してもさしつかえない。前期は4月より9月まで、後期は10月より3月までとする。

第10条 欠員補充のため選出された役員・委員の実任期は、前任者の残任期間とする。

第5章 会議

第11条 会議を分けて総会、生徒評議会、専門委員会、連絡協議会、学級会とする。

第12条 総会は最高決議機関であり、年2回、専門委員会、連絡協議会は毎月1回開く。学級会その他は必要に応じて開く。ただし、臨時に開催することもできる。

第13条 総会、生徒評議会、連絡協議会は、会長が招集する。

第14条 その他の役員会は、その長が招集し、招集者が議長となる。

第15条 会議は構成員の3分の2以上の出席をもって成立し、出席者の過半数により議決される。

第6章 生徒評議会

第16条 生徒の中央立法、及び執行機関として、本会に生徒評議会を設ける。

第17条 生徒評議会は、執行部役員によって構成される。

第18条 生徒評議会は、本規約第3章の権限と責任において、生徒会の活動に関する事項を審議決定する。

第7章 専門委員会

第19条 本会は、生徒評議会の決議により学校長承認のもとに専門委員会をもつ。

第20条 専門委員会についての細則は、必要に応じてこれを定める。

第8章 連絡協議会

第21条 連絡協議会は、執行部役員によって構成され、生徒評議会の議題を設定し、議事の進行について打ち合わせる。

第9章 会計

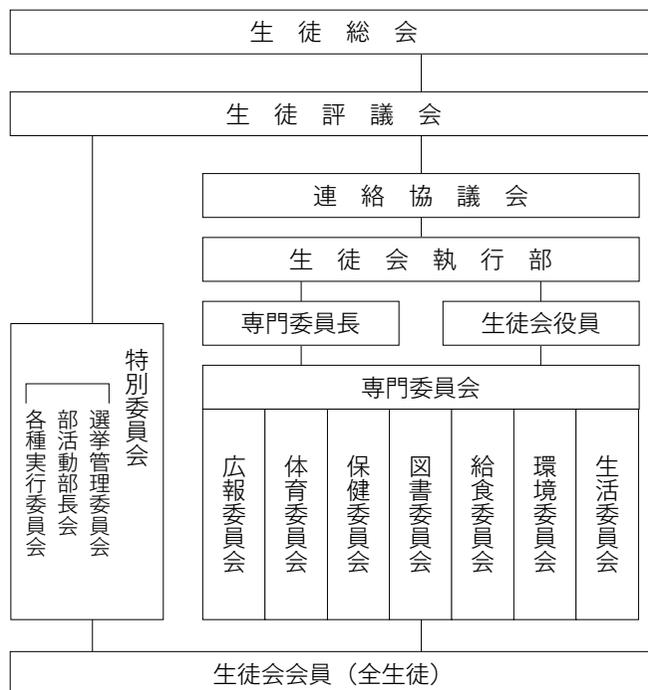
第22条 本会の会費は、年額1,000円とする。

第23条 本会の会計年度は、毎年4月1日より始まり翌年3月31日に終わる。

第10章 特別委員会

第24条 特別委員会は、必要に応じて組織され開かれるものである。例えば、部活動部長会、選挙管理委員会、各種実行委員会などがある。

生徒会組織図



服装規定について

※「服」については下記の基準の下、気候に合わせて、各自で選択して着用することとしています。

<男子>

◎服

- 1 冬服（11月～翌年4月）
 - 黒の標準学生服。
 - 白カッターシャツまたは白ポロシャツ。
 - 防寒着として黒、紺色のセーター、カーディガン、ベストの着用ができます。
- 2 合服・夏服と冬服の移行期間（5月と10月を目安）
 - 長そで白カッターシャツまたは長そで白ポロシャツを原則とします。
 - 自分の体調や気象状況を考慮して決めましょう。
- 3 夏服（6月～9月）
 - 黒の標準学生ズボン。
 - 白カッターシャツまたは白開襟シャツまたは白ポロシャツ。
 - シャツを出すのだらしなく見えるので、シャツはズボンの中に入れましょう。
 - シャツの下に着る下着類は白色とします。

◎靴 運動に適したもの。

◎靴下 白・黒・紺・灰色で、長さは膝下までとします。ライン、ロゴ、ワンポイントは可とします。

◎ベルト 黒色で派手でないものにしましょう。

<女子>

◎服

- 1 冬服（11月～翌年4月）
 - ボックスとリボン。
 - 冬用腰下スカートまたはスラックス（ズボン）。
 - 白ブラウス、白カッターまたは白ポロシャツ。
 - 防寒着として黒、紺色のセーター、カーディガン、ベストの着用ができます。
- 2 合服・夏服と冬服の移行期間（5月と10月を目安）
 - 長そで白ブラウス、白カッターまたは長そで白ポロシャツを原則とします。
 - 自分の体調や気象状況を考慮して決めましょう。
- 3 夏服（6月～9月）
 - 夏用スカートまたはスラックス（ズボン）。
 - スカートの裾を極端に短くしたり長くしたりしないこと。
 - 白ブラウス、白カッターとリボンまたは白ポロシャツ。
 - ※ボックス、スカート、ブラウス、リボンは本校規定のもの。
 - ※スラックス（ズボン）の色は黒・紺等の華美でないものとする。
 - ※無地の黒色のタイツ・ストッキングの着用ができます。

◎靴 運動に適したもの。

◎靴下 白・黒・紺・灰色で、長さは膝下までとします。ライン、ロゴ、ワンポイントは可とします。
 ※合服の期間は、セーター、カーディガン、ベストでもよい。
 ただし、黒、紺で華美でないものとする。

〔制服規定図〕

(名札は左胸に規定の名札をつけましょう。)

〈男子〉(1年生)



(冬服)



(夏服)

・半袖カッターシャツ
 または白ポロシャツ

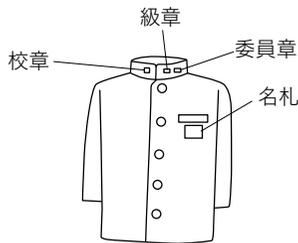
〈名札〉



↑
 学年によって
 色が異なります。

(2・3年生)

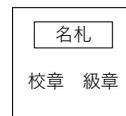
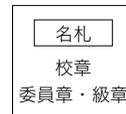
(冬服)



(夏服)・半袖カッターシャツ
 (又は、白いポロシャツ)



バッジホルダー



〈女子〉

(冬服)・ボックス

- ・リボンの下には大きめの飾りボタンを1個つける。
- ・打ち合わせを多めにし成長にそなえる。

- ・長そで白カッターブラウス
- ・そで口はギャザーでしぼりカフスをつける。
- ・用布は白布
- (又は、白いポロシャツ)

(夏服)・白カッターブラウス

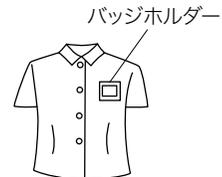
- ・用布は白布



リボンをつけた型



・おいかげひだ、
 ひだ数24



合服の期間(5月・10月) セーター、カーディガン、ベストでの登下校でも良い。

H26年度生徒総会にて要望・検討し改定

頭髪についての規準

- ◎男女とも、学習の場にふさわしく清潔できちんとしたものにしましょう。
- ◎必要以上に手を加えたり流行を追ったりするようなことがないようにしましょう。
- ◎脱色、染色は禁止します。
- ◎くしやブラシを使うときは、時と場所を考えましょう。
- ◎男子は髪すその裾が耳にかからない程度にしましょう。
- ◎女子は長くした場合、学習活動や学校生活に支障のないように、くくったり三つ編みにしたりするなどの工夫をしましょう。くくる場合は、黒、紺、茶など目立たない色のゴムを使用しましょう。
- ◎前髪が目に入らないような工夫をしましょう。
- ◎ヘアピンは落ち着いた色の物を使用しましょう。

自転車通学について

1 自転車通学を許可する条件

- (1) 自宅が学校で決められた区域内であること。
- (2) 自転車通学のきまりを守ること。
- (3) 自転車が学校で決められたように整備されていること。
- (4) 保護者からの「自転車通学許可願」が提出されていること。

2 自転車通学の心得

- (1) あごひもをきちんとつけてヘルメットを着用しよう。
- (2) 雨天時は雨カッパまたはレインコートを着用すること。傘さし運転や二人乗り運転は危険なのでしてはいけない。
- (3) 学校で決められた通学路を通ること。自宅からできるだけ近くの通学路に出て登下校する。
- (4) 交通法規を守ること。道路に広がっての併走はたいへん危険であり、また他人にも迷惑を掛けるのでしないこと。
- (5) 夜間はライトをつけること。特に夕方は見えにくいので暗くなる前の点灯が望ましいです。
- (6) 校内で乗るときは特に安全に配慮すること。
- (7) 下校時は横断歩道前で一旦停止し、左右の安全確認をすること。
- (8) 指定された自転車置き場に左側から詰めて整理して置き、ヘルメットは前かごに入れること。
- (9) 一斉下校時は危険回避のため、旭操学区の生徒と東方面に帰る自転車通学生は東門から出ること。(運動場北側の農道は通学路としています)

3 通学用自転車

- (1) ハンドルの握り手の高さはサドルより高いこと。
- (2) ドロップハンドル、アップハンドルなど普通の形でないものは許可できません。
- (3) サドルの高さは腰がけたとき、両足が地面につく高さで、ハンドルの握り手より低いこと。
- (4) 両足スタンドであること。
- (5) 荷台はカバンを安全につけられる大きさであること。

- (6) 反射器または夜光テープが後ろの泥よけにつけてあること。
 - (7) ブレーキ、ライト、ベルなどの整備ができていること。
 - (8) unnecessary 装飾や装備をしないこと。
 - (9) 許可証としてのシールを後ろの泥よけに貼ってあること。
- ※以上の事項が守れなかった場合の指導については、別途決められています。

図書館利用のきまり

- 開館時間…8：50～17：00（月曜～金曜）
- 貸出冊数…15冊（期限内に読めるだけ）
- 貸出期間…2週間以内。

その他の図書館のサービス

- リクエスト制度：読みたい本が書架に見当たらないときや、図書館に無い本を読みたいときはリクエストすることができます。カウンターにあるリクエストカードに必要なことを記入して提出してください。順番がきたら、連絡します。
- レファレンスサービス：調べたい本や読みたい本が見つからないときは、遠慮なく聞いてください。本を紹介します。
- そのほか、わからないことは何でも司書や図書委員に聞いてください。

本の借り方、返し方

- 借り方
 - ① 借りたい本をカウンターに持ってきて、生徒証明書を提示してください。（生徒証明書を忘れた時は学年・クラス・出席番号・名前を教えてください。）
 - ② バーコードの読み取り作業が終了したら、本を持ち帰ります。
- 返し方
 - 返す本を、カウンターに持ってきて「返します。」とひとこと言ってください。

警報発令に伴う措置について

- (1) 午前6時30分の段階で、岡山市地域に
(※「岡山市全域」、「岡山県南部」、「岡山地域」を含みます)

- ・暴風警報
- ・大雪警報
- ・暴風雪警報
- ・特別警報
- ・操南中学校区に警戒レベル4（避難勧告・避難指示（緊急））

が発令されている場合は、「臨時休校」とします。

※「大雨警報」「洪水警報」の場合は、臨時休校にはなりません。

※なお、前日のPM5：00から登校時刻までに、震度5弱以上の地震が発生した場合にも、臨時休校になります。

※警報等が出ていなくても、通学に危険を感じる場合には、登校を避け、学校に早めに連絡をしてください。

- 2 学校に登校した後に、上記警報などが発令された場合は、状況を判断し安全な時間等を検討して下校させます。